

町職員の懲戒処分について（令和5年6月26日付け）

当町の職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

◆当事者

▽被処分者

職名 主任

年齢 40代

性別 男性

▽処分期日

令和5年6月26日

▽処分内容

減給（3箇月 10分の1）

▽事案概要及び処分理由

当該職員は、担当している補助金の交付手続きに関し、適切な時期に施工業者又は申請者より実績報告書が提出されていたにも関わらず、その後の工事完了検査に至るまでの間、長期間にわたり事務処理を遅延させたことにより、補助金の交付が遅れた。また、職務の遂行にあたっては、上司から再三の指示と繰り返しの指導を受けていたにも関わらず、長期間にわたり事務処理を遅延させていた。

これらの行為は、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び同法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反することから処分を行うものである。

◆監督責任等

管理監督者は文書による訓告（令和5年6月26日付け）